

付 錄

調査票

改正保育制度施行の実態及び保育所の運営管理に関する調査票

社会福祉法人 日本保育協会
東京都渋谷区神宮前 5-53-1

※ この調査票の回答者について、該当する職名の番号を○で囲んでください。

(回答者は、原則として保育所長とします)

- 1 保育所長 2 主任保育士 3 保育士 4 市区町村の担当者 5 その他

※ 調査時点は、平成17年9月1日現在とします。

貴園の設置状況等についてお答えください。

1. 経営主体について、該当する番号を○で囲んでください。

- 1 市町村などの公営 2 社会福祉法人などの民営

2. 所在地を記入してください。

- 1 都道府県・指定都市名() 2 市区名()
3 町村名()

3. 施設認可年月を記入してください。

昭和・平成 ()年()月

4. 児童定員数を記入してください。

児童定員数()人

5. 現在の入所児童数を記入してください。

年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳以上児	合計
入所児童数	人	人	人	人	人	人	人

<第1 改正保育制度の施行実態>

I 改革作業の行程と到達

1 保育制度改革

利用者サイドに立った保育制度を目指すとして、平成9年、児童福祉法が改正され8年目にに入りましたが、地元市町村における制度としての定着状況について該当するもの一つの番号に○をつけてください。

1-1 保育所の選択的利用

貴園の所在する市町村では、保育所を選択して利用できていますか。

- 1 選択して利用することができている 2 利用は半分程度に止まっている
3 選択することができていない

1-2 入所申し込み手続きの代行

貴園の所在する市町村では、保育所が入所申し込み手続きの代行をすることが活用されていますか。

- 1 代行は十分活用されている 2 活用は半分程に止まっている
3 活用することができていない

1-3 保護者への情報提供

貴園の所在する市町村では、選択して利用するのに必要な情報提供はなされていますか。

- 1 必要な情報は十分提供されている 2 提供は半分程に止まっている
3 提供することができていない

2 地方分権改革

保育制度は、平成11年7月、地方分権一括法により、国から地方に運営の責任を移しましたが、地元市町村における保育行政の動向について該当するもの一つの番号に○をつけてください。

2-1 保育行政の二重基準

保育制度として、児童福祉施設最低基準を緩和した設置要件の保育施設として、公認するダブルスタンダード=二重基準が条例などとして、制定され実施されていますか。

- 1 ダブルスタンダードが明示的に存在する 2 事実上存在し実施されている
3 存在しない

2-2 公立保育所の民営化

民間への運営委託、保育所経営へ学校法人、企業の参入を誘発することを目的とした譲渡、あるいは貸与など、採用した民営化方式をお知らせください。

- 1 社会福祉協議会など社会福祉法人へ、運営を委託する方式
2 公立保育所を学校法人、企業へ譲渡、あるいは貸与し民営化する方式

3 市町村当局として民営化する方針はとっていない

2-3 保育行政の姿勢

保育の実施など児童福祉が、地方公共団体の自治事務になったことで生じた、保育行政のスタンス＝姿勢を評定してください。

- 1 子育て支援の特別保育サービスに、重点をうつしている
- 2 少子化の影響を受け、保育所の統廃合など緊縮傾向を辿っている
- 3 認可保育所中心で、特に変化はない

3 社会福祉基礎構造改革

介護保険の導入とタイアップして、平成12年6月、社会福祉法が成立、社会福祉基礎構造改革として、措置から契約へ制度が組み替えられましたが、地元市町村における転換の現状について該当するもの一つの番号に○をつけてください。

3-1 特別保育の利用契約

延長、一時など特別保育事業の利用として、契約における必要な要件を規定するなどの、制度が転換した証明を示してください。

- 1 約定、賠償責任、保険加入義務など、リスクマネージメントの観点から詳細にわたる内容となっている
- 2 保育内容、料金体系は、契約当事者としての保育所に経営判断の上、設定することが求められている
- 3 認定された者が、行政サービスたる特別保育を利用するやり方のままで、以前と変わっていない

4 構造改革特区

先取り的な規制緩和を認定し、推進する構造改革特別区域法が、平成15年2月施行されましたが、地元市町村における申請関連の状況について該当するもの一つの番号に○をつけてください。

- 1 乳幼児保育の関連で、積極的に規制緩和、解消すべき事項として検討し、認定申請、あるいは準備したものがある（→4-1へ）
- 2 市町村当局に規制緩和を前提条件として、施策化する行政方針はない（→5へ）

4-1 認定申請（準備）の内容を、具体的にお知らせください。

5 一般財源化

三位一体の改革といわれる税財政改革として、保育所運営費の一般財源化が平成16年3月の児童福祉法の改正で、公立保育所に適用されましたが、地元市町村の保育予算の編成、規模について該当するもの一つの番号に○をつけてください。

- 1 認可保育所主体の予算から、子育て支援全般の保育サービス事業にシフト（変換）した予算編成となっている
- 2 保育所運営費としての予算は、公私ともこれまで通りの配分で水準を維持している
- 3 保育の費用として本来市町村が負担すべき分も、削減、圧縮された予算規模となっている
- 4 その他（ ）

6 市町村合併

地域社会を支える行政組織の効率強化を図るとした市町村合併は、平成17年3月の特例法の失効により一段落しましたが、地元市町村に及ぼした影響について該当するもの一つに○をつけてください。

6-1 合併対象

貴園の所在する市町村は市町村合併の対象区域に含まれていましたか。

- 1 合併対象区域である（→6-1-1へ）
- 2 周辺地域で影響を受けている（→7へ）
- 3 区域外でこれまでと変わりがない（→7へ）

6-1-1 保育所の統廃合

合併後の保育所の統廃合についてお知らせください。

- 1 公立保育所の統廃合が行われている
- 2 公立の幼稚園と保育所の合併が進められている
- 3 行政の支えが無くなり、廃園の危機に陥っている民営保育所もある
- 4 その他（ ）

7 規制改革・民間開放推進3か年計画

規制改革がロードマップ=作業行程表に登載され、政策展開を遂げて10年、最新では平成18年度までを実施時期として、『規制改革・民間開放推進3か年計画』を閣議決定（平成17年3月）していますが、地元市町村の作業行程について該当するもの一つに○をつけてください。

7-1 平成10年2月、調理業務の委託、調理員の必置規制解除に伴う緩和措置の作業行程

- 1 全区域で措置済
- 2 措置は半数に止まっている
- 3 殆ど措置されていない

7-2 平成10年2月、短時間勤務の保母（当時）、平成14年7月、保育士定数の規制撤廃に伴う緩和措置の作業行程

- 1 全区域で措置済
- 2 措置は半数に止まっている

3 殆ど措置されていない

7-3 平成13年3月、「乳児室及びほふく室の面積」の最低基準に関する規制緩和措置の作業行程

- 1 全区域で措置済 2 措置は半数に止まっている
3 殆ど措置されていない

7-4 平成13年3月、「屋外遊戯場に代わるべき場所を明確化」による最低基準に関する緩和措置の作業行程

- 1 全区域で措置済 2 措置は半数に止まっている
3 殆ど措置されていない

8 保育士資格制度についてあなたのお考えに近いもの一つに○をつけてください。

8-1 保育士の資格区分

現行の保育士資格制度を例えれば初級および上級に区分し、資格取得・登録後、保育所、その他の児童福祉施設において保育士、児童指導員等の業務に、一定年数以上従事した者には、例えば「保育士上級」を与える制度に改めるべきである。

- 1 そう思う 2 現行制度のままでよい 3 どちらでもない

8-2 保育士試験

現行の保育士資格試験は、受験条件として、試験科目に関する一定の研修を受講することを条件とする制度に改めるべきである。

- 1 そう思う 2 現行制度のままでよい 3 どちらでもない

8-3 総合施設における保育に係わる職員の資格

- 1 保育士資格を有していればよい
2 保育士資格または幼稚園教諭免許のいずれかを有すればよい
3 保育士資格および幼稚園教諭免許の両方を有するべきである
4 その他 ()

9 保育所長の資格

9-1 貴園の長が有している資格について (複数回答可)

- 1 保育士 2 教員免許 (幼稚園・小学校・中学校・高等学校)
3 社会福祉士 4 看護師・保健師
5 医師 6 その他 ()
7 なし

9-2 保育所の長の資格に関する法制化について

- 1 特に基準を設けていない現行のままでよい (→ 10へ)
- 2 法制化すべき（基準を設けるべき）である (→ 9-2-1、9-2-2) へ
- 3 どちらとも言えない (→ 10へ)

9-2-1 保育所の長はどのような資格を有するべきだと思いますか（複数回答可）

- | | |
|---------|--------------------------|
| 1 保育士 | 2 教員免許（幼稚園・小学校・中学校・高等学校） |
| 3 社会福祉士 | 4 看護師・保健師 |
| 5 医師 | 6 その他 () |

9-2-2 保育士資格を有さない者が、所長の職に就くための研修・認定制度について

- 1 現行のままでよい
- 2 保育所事業に従事する年数を一定年数以上に改正し、現行の通りの認定制度を維持する
- 3 保育所事業に従事する年数を一定年数以上に改正し、研修後に保育士資格試験に類する試験を実施する方法に改める
- 4 その他 ()

II 最低基準の改変と維持

10 保育所の最低基準

10-1 貴園には屋外遊戯場（園庭）がありますか。

- | | |
|------|------|
| 1 ある | 2 ない |
|------|------|

10-2 貴園の給食の形態について

- 1 自園調理員による給食
- 2 外部委託（自園調理室で外部の人に調理を委託）による給食
- 3 外部注文（外部からの搬入）による給食

10-3 貴園では短時間勤務保育士を導入していますか。

- | | |
|------------------|---------------|
| 1 はい (→ 10-3-1へ) | 2 いいえ (→ 11へ) |
|------------------|---------------|

10-3-1 短時間勤務保育士をどのくらいの割合で導入していますか。

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 1割未満 | 2 1割～2割 | 3 2割～3割 | 4 3割～4割 |
| 5 4割～5割 | 6 5割以上 | | |

11 多様な保育サービス

11-1 貴園では障害児保育を実施していますか。

- | | |
|------|-------|
| 1 はい | 2 いいえ |
|------|-------|

11-2 貴園では休日保育を実施していますか。

1 はい

2 いいえ

11-3 貴園では子育て支援事業（子育て相談、子育てサークル支援等）を実施していますか。

1 はい（→11-3-1へ）

2 いいえ（→12へ）

11-3-1 貴園の子育て支援は次の内どれですか。

- 1 国庫補助の地域子育て支援センター
- 2 都道府県の単独補助による子育て支援事業
- 3 市町村の補助による範囲の子育て支援事業
- 4 保育所独自の子育て支援事業

＜第2 保育所の運営管理実態＞

III 一般財源化と保育所運営

12 平成16年度から公営保育所の運営費が一般財源化されましたが、三位一体改革についてあなたのお考えに近いものを一つ選び〇をつけてください。

- 1 保育所運営費は国が責任をもって負担すべきである
- 2 民営保育所については経営基盤の弱体化につながるため一般財源化は行うべきではない
- 3 地方分権の考え方からすれば一般財源化はやむを得ない
- 4 一般財源化は地方の考え方で保育行政を行うことができるため賛成である
- 5 その他（ ）

13 保育所運営費の一般財源化の影響についてお答えください。

※この設問は公営保育所と民営保育所に分かれています。A（公営）・B（民営）のいずれか該当する設問にお答えいただき、問14へお進みください。

《A. 公営保育所への設問》

A-1 現在、どのような影響が出ていますか。（複数回答可）

- 1 人件費抑制のため非常勤職員やパート職員の割合が増加した
- 2 保育材料費など事業費の縮減が行われた
- 3 事務経費など管理費の縮減が行われた
- 4 保育料が高くなった
- 5 民営化の動きが表面化してきた
- 6 今のところ影響はない
- 7 その他（ ）

A－2 今後、どのような影響が出ると思われますか。(複数回答可)

- 1 統廃合が進む
- 2 公営保育所の民営化が加速する
- 3 専任職員が減り、非常勤職員やパート職員の割合が増加する
- 4 保育材料費などの事業費予算が縮減される
- 5 事務経費など管理費が縮減される
- 6 保育料が高くなる可能性がある
- 7 今後も影響はないと思う
- 8 その他 ()

《B. 民営保育所への設問》

B－1 公営保育所運営費が一般財源化されたことによる民営保育所への影響について

- 1 民営保育所についても確実に一般財源化されると思う
- 2 民営保育所については当面、一般財源化されることはないと思う
- 3 一般財源化される可能性は低い
- 4 その他 ()

B－2 民営保育所運営費が一般財源化された場合のマイナス面の影響について(複数回答可)

- 1 運営費が減額される可能性が高い
- 2 地方自治体単独補助金の減額、見直しが懸念される
- 3 人件費抑制のため非常勤職員やパート職員の割合が増加する
- 4 市町村の財政事情により多様なニーズに対応しにくくなる
- 5 株式会社などの民間参入が進む
- 6 財源確保が厳しくなるため保育の質低下、子どもの処遇低下を招く可能性があり、市町村格差が拡大する
- 7 マイナス面の影響はない
- 8 その他 ()

B－3 民営保育所運営費が一般財源化された場合のプラス面の影響について(複数回答可)

- 1 市町村の判断に委ねられるため保育予算が確保しやすくなる
- 2 保育ニーズへの対応や経営面で市町村の独自性が出せる
- 3 公営保育所の民営化も同時に進行することが考えられ、民営保育所にとってビジネスチャンスとなる
- 4 プラス面の影響はない
- 5 その他 ()

IV 次世代育成支援対策と子育て支援事業

1.4 市町村行動計画（一つ選んでください）

- 1.4-1 貴園の所在する市町村において、市町村行動計画の策定に関与する立場にありますか。
- 1 自園が、次世代育成支援対策地域協議会に参加している、または参加したことがある
 - 2 所属団体の代表などが次世代育成支援対策地域協議会に参加している、または参加したことがある
 - 3 住民として次世代育成支援対策地域協議会に参加している、または参加したことがある
 - 4 次世代育成支援対策地域協議会に参加していないが、別の場で意見を述べている、または意見を述べたことがある
 - 5 上記以外の方法で関与している
 - 6 関与していない

1.4-2 貴園の所在する市町村における行動計画について、内容を把握していますか。

- 1 全容を把握している
- 2 部分的に把握している
- 3 あまり把握していない
- 4 把握していない

1.4-3 貴園の所在する市町村の次世代育成支援対策行動計画において数値目標が設定され保育所が関わることが求められている施策はありますか（複数回答可）

- 1 子育て情報公開の窓口（地域の子育てに関する情報の公開）
- 2 子育て相談窓口（保育所の資源を利用した相談業務）
- 3 保育サービスの充実（一時保育・特定保育事業・病後児保育）
- 4 子育て家庭の学習や交流（施設開放・子育て支援センター・母親教室・父親教室など）
- 5 多様な保育サービス（延長保育・乳児保育・障害児保育・休日保育・認可外保育所への助成・公立・民間保育所施設整備など）
- 6 障害児または障害児を育てている家庭への支援（統合保育）
- 7 保護を要する子どもまたはその家庭への支援（児童虐待による緊急入所・いじめ・虐待の相談窓口）
- 8 食育推進
- 9 幼児教育連携（保育所、幼稚園、小学校の連携）
- 10 世代間交流推進（高齢者と園児の交流など）
- 11 地域の人材活用（ファミリーサポート・保育ボランティア指導・子育てサロン支援）

1.5 事業主行動計画

1.5-1 貴園の所在する市町村における事業主行動計画の具体的な内容について、内容を把握していますか。

- 1 全容を把握している
- 2 部分的に把握している
- 3 あまり把握していない
- 4 把握していない

15-2 貴園は事業主行動計画の実施にかかわっていますか。

- 1 積極的にかかわっている (→15-2-1へ)
- 2 かかわっている (→15-2-1へ)
- 3 あまりかかわっていない (→15-2-1へ)
- 4 かかわっていない (→15-3へ)

15-2-1 どのようなかかわり方をしていますか。(複数回答可)

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1 実施に関して、情報を提供している | 2 自園が事業委託を受けて実施している |
| 3 実施に関して、連携をとっている | 4 他団体と共に事業委託を受けている |
| 5 必要に応じて協力している | 6 その他 () |

15-3 貴園の所在する市町村に次世代育成支援対策推進センターは設置されていますか。

(※ 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うもの)

- 1 設置されている (→15-3-1へ)
- 2 設置されていない
- 3 わからない

15-3-1 貴園は、次世代育成支援対策推進センターにかかわっていますか。(複数回答可)

- | | |
|----------------|--------------|
| 1 情報を提供している | 2 自園が参加している |
| 3 連携をとっている | 4 事業委託を受けている |
| 5 必要に応じて協力している | 6 その他 () |

16 法定子育て支援事業

16-1 児童福祉法第21条の27で定められている子育て支援事業は改正児童福祉法施行規則第21条の19で次の10事業と定められています。貴園の所在する市町村で取り組まれている子育て支援事業について該当するものに○をつけてください。(複数回答可)

- 1 乳幼児健康支援一時預かり事業 (産褥期ヘルパー)
- 2 乳幼児健康支援一時預かり事業 (訪問型一時保育)
- 3 家庭訪問支援事業
- 4 乳幼児健康支援一時預かり事業 (病児・病後児保育)
- 5 家庭的保育事業
- 6 一時保育事業
- 7 特定保育事業
- 8 ファミリーサポートセンター事業
- 9 集いの広場事業
- 10 地域子育て支援センター事業

16-2 法定子育て支援事業の中で貴園が取り組まれている事業、または今後取り組もうと考えている事業について該当するものに○をつけてください。

① 乳幼児健康支援一時預かり事業（産褥期ヘルパー）

1 現在取り組んでいる 2 今後取り組んでいく 3 考えていない

② 乳幼児健康支援一時預かり事業（訪問型一時保育）

1 現在取り組んでいる 2 今後取り組んでいく 3 考えていない

③ 家庭訪問支援事業

1 現在取り組んでいる 2 今後取り組んでいく 3 考えていない

④ 乳幼児健康支援一時預かり事業（病児・病後児保育）

1 現在取り組んでいる 2 今後取り組んでいく 3 考えていない

⑤ 家庭的保育事業

1 現在取り組んでいる 2 今後取り組んでいく 3 考えていない

⑥ 一時保育事業

1 現在取り組んでいる 2 今後取り組んでいく 3 考えていない

⑦ 特定保育事業

1 現在取り組んでいる 2 今後取り組んでいく 3 考えていない

⑧ ファミリーサポートセンター事業

1 現在取り組んでいる 2 今後取り組んでいく 3 考えていない

⑨ 集いの広場事業

1 現在取り組んでいる 2 今後取り組んでいく 3 考えていない

⑩ 地域子育て支援センター事業

1 現在取り組んでいる 2 今後取り組んでいく 3 考えていない

16-3 法定子育て支援事業を進めて行くに当たって、貴園が取り組むべき重要課題のなかで重要度が高いと考えるものを3つお選びください。

1 他の機関・団体等との連携体制作り 2 地域における相談機関としての体制作り

3 相談・援助者としての専門性の向上 4 相談員・看護師等専門職員の配置

5 集いの広場等の活動場所の確保 6 その他（ ）

16-4 法定子育て支援事業は、居宅における養育支援事業・保育施設における養育支援事業・地域における養育支援並びに地域児童の養育支援事業の3点に分けられます。またその実践には保育所と他の機関・団体との連携が重要となります。この3点に取り組むために貴園が連携している、あるいは今後連携を考えている機関等についてお答えください。

a 居宅における養育支援事業

①現在連携している機関（複数回答可）

- | | | |
|-------------|-----------------|------------|
| 1 市町村主管課 | 2 主任児童委員 | 3 民生委員 |
| 4 子育て支援センター | 5 保健センター | 6 児童相談所 |
| 7 療育相談機関 | 8 ファミリーサポートセンター | 9 幼児の言葉教室 |
| 10 幼稚園 | 11 児童養護施設 | 12 子育てサークル |
| 13 子供会 | 14 老人クラブ | 15 地域のサークル |
| 16 病院 | 17 学校（小・中・高） | 18 大学 |
| 19 その他（ ） | | |

②今後連携を考えている機関（複数回答可）

- | | | |
|-------------|-----------------|------------|
| 1 市町村主管課 | 2 主任児童委員 | 3 民生委員 |
| 4 子育て支援センター | 5 保健センター | 6 児童相談所 |
| 7 療育相談機関 | 8 ファミリーサポートセンター | 9 幼児の言葉教室 |
| 10 幼稚園 | 11 児童養護施設 | 12 子育てサークル |
| 13 子供会 | 14 老人クラブ | 15 地域のサークル |
| 16 病院 | 17 学校（小・中・高） | 18 大学 |
| 19 その他（ ） | | |

③連携の具体例、連携により行われた援助例があればお書きください

()

b 保育施設における養育支援事業

①現在連携している機関（複数回答可）

- | | | |
|-------------|-----------------|------------|
| 1 市町村主管課 | 2 主任児童委員 | 3 民生委員 |
| 4 子育て支援センター | 5 保健センター | 6 児童相談所 |
| 7 療育相談機関 | 8 ファミリーサポートセンター | 9 幼児の言葉教室 |
| 10 幼稚園 | 11 児童養護施設 | 12 子育てサークル |
| 13 子供会 | 14 老人クラブ | 15 地域のサークル |
| 16 病院 | 17 学校（小・中・高） | 18 大学 |
| 19 その他（ ） | | |

②今後連携を考えている機関（複数回答可）

- | | | |
|-------------|-----------------|------------|
| 1 市町村主管課 | 2 主任児童委員 | 3 民生委員 |
| 4 子育て支援センター | 5 保健センター | 6 児童相談所 |
| 7 療育相談機関 | 8 ファミリーサポートセンター | 9 幼児の言葉教室 |
| 10 幼稚園 | 11 児童養護施設 | 12 子育てサークル |
| 13 子供会 | 14 老人クラブ | 15 地域のサークル |
| 16 病院 | 17 学校（小・中・高） | 18 学校 |
| 19 その他（ ） | | |

③連携の具体例、連携により行われた援助例があればお書きください

()

c 地域における養育支援並びに地域児童の養育支援事業

①現在連携している機関（複数回答可）

- | | | |
|-------------|-----------------|------------|
| 1 市町村主管課 | 2 主任児童委員 | 3 民生委員 |
| 4 子育て支援センター | 5 保健センター | 6 児童相談所 |
| 7 療育相談機関 | 8 ファミリーサポートセンター | 9 幼児の言葉教室 |
| 10 幼稚園 | 11 児童養護施設 | 12 子育てサークル |
| 13 子供会 | 14 老人クラブ | 15 地域のサークル |
| 16 病院 | 17 学校（小・中・高） | 18 大学 |
| 19 その他（ ） | | |

②今後連携を考えている機関（複数回答可）

- | | | |
|-------------|-----------------|------------|
| 1 市町村主管課 | 2 主任児童委員 | 3 民生委員 |
| 4 子育て支援センター | 5 保健センター | 6 児童相談所 |
| 7 療育相談機関 | 8 ファミリーサポートセンター | 9 幼児の言葉教室 |
| 10 幼稚園 | 11 児童養護施設 | 12 子育てサークル |
| 13 子供会 | 14 老人クラブ | 15 地域のサークル |
| 16 病院 | 17 学校（小・中・高） | 18 大学 |
| 19 その他（ ） | | |

③連携の具体例、連携により行われた援助例があればお書きください

()

17 保育制度または保育所運営についてご意見があれば、お書きください。（自由記述）

ご協力ありがとうございました